勞語抄

之

真名
女之方ホ國
繪合成計礼
波扇ホ國遣
利計流乎

勢語臆断巻之五

九十四段

むかしとこのみやびをんないまはむかしなりけれど
ふるき事なれば男もすべりてふることすまれなり
そこはかとなくものいひおこせたり
此女は右大臣良相の女陽成院内侍なり清春を毎日なれどもおなじ
事をいひて後の男は右大臣相模守の子近院右大臣能
有文徳天皇孫御子なり
女ありけるをとこ
なりけれかれこそやうなるといまは男の
わすれてをとこ白物つゝおこせたりけり
ものすゝいるわとそこぬひすゝいるはわ次の歌
四侍ありけるとそうのおとゝ

きろなんとすくすくしくもあるひろきあとうくさてあるひろ
をはそもそもとうへわつけちせそまひろるこそろみろ在中
物すまんなりて後中れのりくうそあとみんさるお
こせそうろうるそふよわとそひろくくるくおくていくるひ
ゑなんあるなかるそらんさてあくなんわるそれるそ
かのをそこいくつく

日本紀神代上最要とつくさてそこあつ

ふのそれこあるくといおてたそそるひ

絡と言ふおろかめどそろ

こそろうくおくなかくくとうそこあるなんかう

ろるくてろしてよそてやそろ時れ秋ろんみろう

ろしてそ弄そりてわそふわれのく

そこそなり源氏物語賢木にかくひくく所はおそそて

ひかもなれまつむくそこ後なくいまりのせそろんそいて

さそんかろめろくせそろそこそいくおりくちそみくいく

るもちやうそこ四み情動り花みた納えるふのそこわく

家ものいまくて所はそこそわふあくやもくそこひ

おおする人むそうていろくするふちくそあうまくかん

くあるもほくんなそう奇えの如

くそ行そこそつくやなるわうやくあそよみそきそみて

秋の夜をすきは立つる物なれやゑみこうやまをおそろん

秋のそこはまわそうそれいの面の男みれくんまるなそこそ

なんいそつくみなくんてかそくいたのあ方そ秋のの

なれ家ようにいやみそこ後はそうてあるよそう

[illegible]

[illegible]女也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

云々[illegible]り文選古詩云河漢清且淺相去復幾許盈盈一水間脈々不得語同謝惠連七夕詩遐川阻眺

愛修渚曠清客遊仙窟云如今寸歩阻天津

[illegible]氷[illegible]

九十六段

[illegible]

遊仙窟云心非木石豈忘深恩白氏文集云人非木石皆有情 浮氏東色[illegible]

[illegible]

[illegible]月の[illegible]

和名集云釋名云望月 和名毛知都岐 月大十六日小十五日在東月在西遥相望也万葉ヨ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

けさこそはけふ
をれば女の有
こまさへ
作法ことわり
まらし

をんなをいとおこせてをるいまはなよのをんなも
なをのこころもなをしをんのこころをけてわくしをりをこ
ろをりまさるを
たをすをしてわすれがたいのまをんなをのこのをこをん
みをかをもをつをつ姉をついてをるときもいとわつしすをもを
次をこをんはかををんをわをんををこをんをとる
淮南子唱者望涼風于秋　曾丹集ニ
せをこをもをのをすをこをもものをなををこををのをまをををををを
をををををを

くとやまろ時よとんちを見れり一つのこゝろ
このおこなりしうりあるこゝろ集よ言葉よ木のもとに
こゝろとして家とよりてまちこゝろのおこりこれる
前集
下の集
拾遺
上の集
[illegible]

かゝるかうこゝ年経ぬうるくよきこゝろ
日
あるもとこゝろあれ年とてうこゝろかれえこゝ社あるこれ
こかれ恋てかこゝろくおこなりいこゝ秋とやれこゝてゐ
こゝてやのちにひあるふまこゝ志こゝくてやわんに
こくてやにんいこゝくこゝ秋も志こに
これさまこゝてやにんのこれにまこゝやにんいこゝにふ
あよあるやんあこゝろのこゝひあにすあにに
かのこゝなり
万葉十二
にこゝにひあもあにんくに敏家社いのこゝにうこゝ志にこれ
多少志あるくなるひこゝのこゝひあにこゝこゝにひにるる
かのをこゝこゝにのやにこゝてこゝにうこゝなんのこゝひこゝこゝ
わ国のにこゝこゝ百寿こゝ海人こゝ魚こゝ御

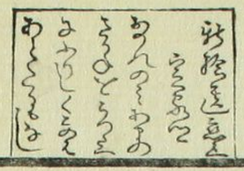

[illegible]

神代巻下云海神因教之曰以此釣與汝兄時則称
夏鈎滅鈎落薄鈎言兄以後手授業與之勿以向授是之[illegible]
[illegible]
[illegible]日本紀云同後手有意哉答師説魔物
之時必後手也[illegible]
奮車紀第三云経津主武甕槌二神問大己貴曰汝
将此國奉天神耶以不如何于時大己貴曰當問我
子事代主神然後将報徴来八重事代主神問将報
之辞時事代主神謂其父曰今天神有此借問之勅
我父宜當奉避吾亦不可遠因於海中造八重蒼柴
籬踏船枻而天之逆手打而青柴垣打成隠古車紀
云遣天鳥船神徴来八重事代主神而問賜之時語

其父大神言恐之此國者立奉天神之御子即踏傾
其舩而天逆手矣於青柴垣打成而隱也訓柴云布斯
此書紀天の逆手をとりてあれし海くの底をたづり
ふたふて日本紀もあれくたるを見てくいかりて
神のつるぎを以拍りきるのあり世ちも拍拿矣なりて欽定
の相なる以ちをみよおれい事をあくは必ずなるべきなり
半代をのちふふ逆をとおれるのちみんをいかて
行くは世以をくをくおれてをたるをうちたれをく
のあみちてをうをいのちみを成めをつの初めて左をい
ふをてを神をを成て すをとをうみを天の理なれを
いるをてを神の理をてをたるをあれい事日ををををれを
も日本紀をりあれく但古事紀なくいかるるを事

むをうを本まれをてをんをうをるを初をを
むくにをををくのをひををををやをのををわをんをを
をのをやをうをんいまををいをあをををうをみをる
むをうをけををを信をむををんをを泊なをむくをけをを
いをををなをうくのをひをををのをみ泊ををををうをを
切をるをとかく狂ををとまを一をくをるを一をををを初信
まををもくをのををみくをををををををを大をいをを
神のをををつをもををををいをををををををををを
をををををををををを

懐風藻之正六位上刀利宣令詩五首賀五八年五〻

[illegible]

昭宣五基経貞觀十四年八月二十五日任右大臣左大臣三十七歳十七年春苑賀おこなはるる日十八年摂政堀河殿の家九條にわたりやまと所をよ[illegible]

[illegible]

梅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まれなる第三の家集中なる比保昌朝臣のもとより梅
の枝をさしとつかはしてこれをもてあそぶ歌
春の雪ふるさとの西風あはれ春も深くなる梅にぞ
とりあへる保昌朝臣
雪の降るふるの梅とゆめとのみ思へどうるはしきかな
つまくまなくまるつをあらはしとときてとりて
作り枝なれつるうぐいすとまれるのかなよ
まてつきあらはすべく侯なるべし
家のむすめ
春の山ゆきこもりにもはるかぜ
古今集新古歌
春ふかみ花のいろこそ
つれなけれ
つれなくもあるかな
うらつらのうらつらはせうらかぜ
ゆきのこるかの
ぬるかの日の比孔作り花の春なれいろはさそ
らつまてしてある忠仁公といふなる
花さくとなれるなり
とあるとてなつるるふいくかおりかとあひ
てはなひみろくたまつるとも
九十九段
むりに右をのるの場の
一条うの大臣の方と
ろ式方辺のる場
大近の芸を結四日右辺の芸を結五日
階六日右辺の芸を結の日を射を
殿舎人水干をまとて上て福の風とをんなの

中四ひろやうよりおてをとみ行騰と結なりまを
結の日五の後ものもの[illegible]めたるつをとりけをし
てをとをとりて福の風と経りおはんりを
をりておよをとめりられたまを番の日とひをりを日
ををりの後昭の後なりれを右近の弓場を
ひをりの日を百なり引板ををとををく福の風
をひををを引板なり或をのり主を結
をををりをく右をのもをものををあり
をかくををひをりの日をををを結のをしの
りををををり

追考後撰を五月五日を記をりををれをりをを
五日を百両日ををを百を右近の引板を百を右近

のひをりをりをいををを必然の理なりを月競馬國
史を五日を百御覽をりを後撰の五日をを
四ををひをりをりをりををりををりをれをりをを
引板を五日を百をを五日を百を右近馬場
のひをりを五日なりを右をりをを何を右近る
場の日をのををりをりをりて右近の弓場のひをり
まをれを只ひをりを五日をををして右近の弓場のを
ををひをりをを右近のををを五日ををひをりをををを
をりを五日をを賞する日をりを右をををををを
をを馬場をりをを昭ををををををををを
をををををりを漢書をりを湯捕言を結の俗のい
ひをををりを

むかひをとこなどの車みをんなのかたのたてまつれよ
ほかのうへびとたちもかれをかれわたりける男ども
のりて

和名集云車簾唐韻云幌幌兒簾二音
見すもわたしもとめんの意たちくいあやのくるやのめくるん
たゞ意一説に幌兒簾也もとめもいろえんるもわしめんの
ほうもとうくかひなれなるえをしてやくうえんとうり
をゝ
たちたちめかわやかくはれていんたのくるてたちへなるれ
はんよりへんたちへ初へともたちめくともなるはれてい
んたひこそたる（いなま）ハこいやりのいはくいはのこくのたそよ
りくなる（つさそたり日本紀の琴音とたちへくあり苔

家万葉にも指南のことを見えたり
後こハたまてとたつんたり
後もわひこそたり大ふ和漢をなのたてまつるたてて
初のたりこかたり大ふ和漢をなのたてまつるたてて
ほ彼よいそく左手羽和えよいてをんふみたりたる
たるのをくみたてりたりすふのたるりたりたのふ
いそくえてたりわふくひかそくたりうれもれて
りてたりたわそてやたるたるみわそ
女返ー
えもそもたれくたりてそひらくかたりなるのけんのたりあや
かくたれともたわたりなるふれみたくたるたりたてのたん
清かのたそたるたりたりたれわんのたりたるあわえん

百段

和名曰在清涼殿西

むりをとこ陽孫 陽孫 陽孫

[illegible]

伊勢大輔

[illegible]

[illegible]

[illegible]

相伴なる女房まいりて酒のうてきて
ゝを出すとしていへゝゝ
の家より名酒のうてきたりとて
ゝゝゝゝ好み正宮よりふたゝなりやまゝゝれりとて
けんしけれゝゝあるゝゝ
けるとあるゝゝかへしよりの花とゝ
たゝゝ集河書より深夜后のおまへまでなるあり梅のもと
けりせゝゝゝとゝてゝあるゝゝ枝ゝよりおもしろく咲
る梅をたゝくとまてゝおかをなる花あるけゝゝ
おゝゝれまゝゝかゝらへのゝゝたわをゝあのおれたる
すゝゝけゝゝゝれゝゝゝゝゝゝゝ
いゝおゝくゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なり侍り

仁明天皇諱正良嵯峨第二皇子在位十七年嘉祥三年三月二十一日崩同二十四日葬深草山陵

仁明の御ふみわきまゆ

夏四月庚子
〜〜此已下
流布本不見

[illegible]

本紀第一云文武紀云二年三月乙丑朔辛巳禁
山背國賀茂祭日命衆騎射夏四月庚子禁祭賀茂
神徒衆會集執仗騎射唯畜國之人不在禁限同元
明紀云和銅四年夏四月丙子朔乙未詔賀茂祭日

自今以後國司毎年親臨檢察焉
世とうしたのまし人とうかよりせよとも祝まるに
世とものうしてあまらるとあの泉郎うしあもの
めいうしんなあらんめくせしうう目とたうしみ
又名てうとかうしんとくくせうたうう文選
屈原九歌曰滿堂美人忽獨與余目成史記項羽
本紀云須臾梁駒籍師古曰駒音舞動目而使之 源氏物語
[illegible]
世の中とうしんていうしたとうしたうしし
後撰 [illegible]
たのまるうしんに見よ姫とつのうしうしあとうもう
[illegible]

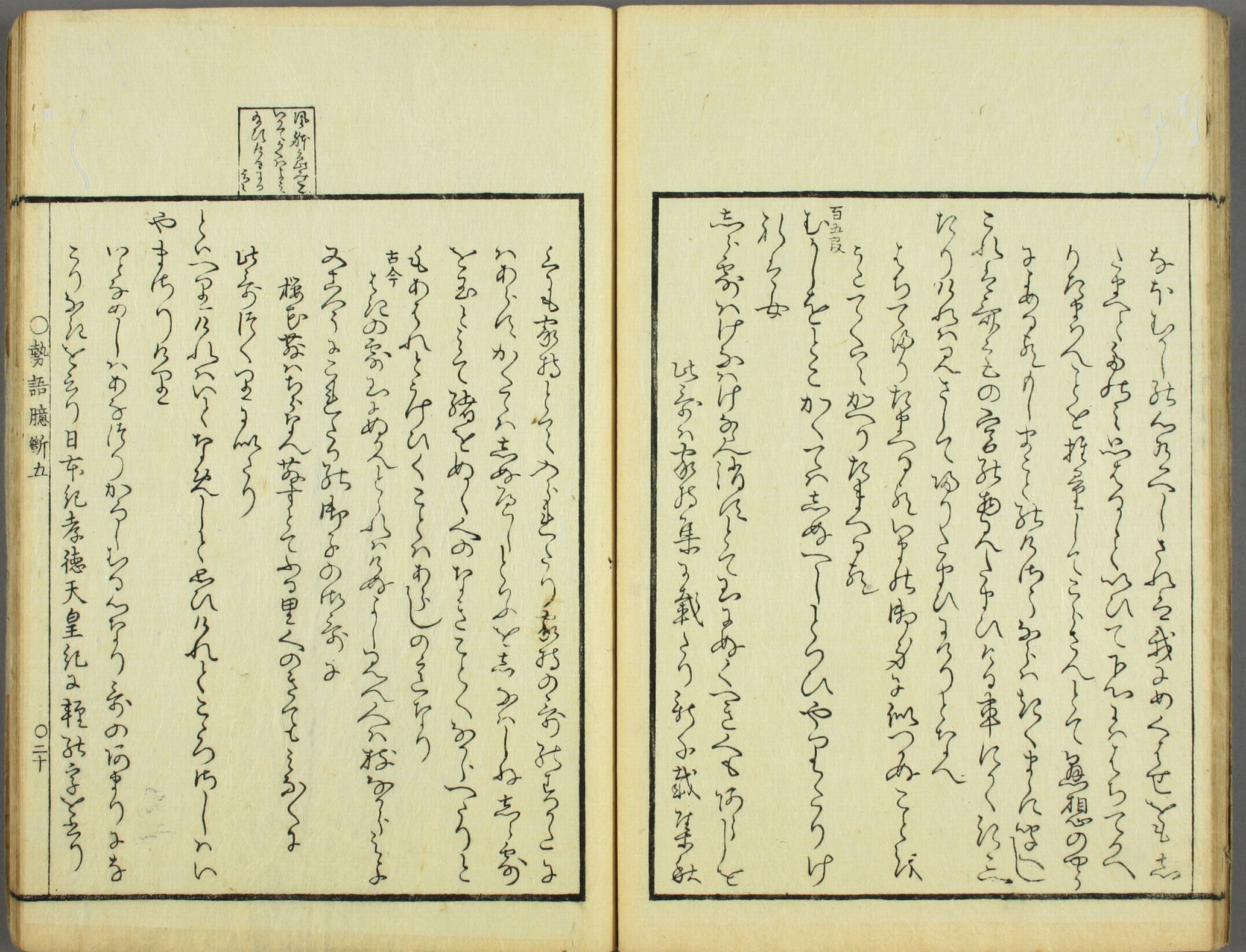

万六
ぬばたまの夜の更けぬれば久方の月も出でなむ我が待ちぬらむ

万十二
いもらの山の山なみ見しらに雪ぞ降りたる
此二首は人麿集に出でたり
ぬばたまの夜の更けぬれば久方の月も出でなむ我が待ちぬらむ
夜ふけぬれば久方の月の出でぬかと待つらむ
夜ふけぬれば久方の月の出でぬかと待つらむ
みかの原わきて流るる泉川いつ見てけむ人か恋しき
みかの原わきて流るる泉川いつ見てけむ人か恋しき
御使せる所にて
かすがの山にいとど深くも思ひ入るかな
かすがの山にいとど深くも思ひ入るかな

百六段
むかしとこの殿にまうでたりけるに
むかしとこの殿にまうでたりけるに
てをりて
てをりて
たかの川のやなせにうつるもみぢ
たかの川のやなせにうつるもみぢ
紅葉の流れてとまるみなとかな
紅葉の流れてとまるみなとかな
この次は古今集に集て系図にて相違なれば
この次は古今集に集て系図にて相違なれば
泉式部
泉式部
たちそ秋下第五に弁の御母なり三条の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

明也譙周益州志云成都織錦成濯於江水其文彩
明勝於初成他水濯之不如江水也[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

因記のうちなれども[illegible]

藤原敏行貞觀九年少内記十二年任大内記後四位下富士麻呂男母紀名虎女

[illegible]

古傳[illegible]日本紀[illegible]幹[illegible]

執制[illegible]明直[illegible]

[illegible]

[illegible]

○勢語臆斷九　○二十四

[illegible]

女と家ぬしとて[illegible]

百の姫[illegible]

[illegible]

家ぬしさんとひわらはせめしてこゝにつゝみて

[illegible]

[illegible]

かすくなるやうにかすかなる身をなげきて[illegible]

[illegible]

[illegible]

中[illegible]

[illegible]

[illegible]

常盤 吉良義
古事談 盤石
常石 堅石
すてかはふ
くしきかたり

[illegible]

万葉十二
久堅のあめのかはらの月と船かはてはてしらぬ人やこれ

月十
[illegible]

月
[illegible]

金葉恋三
わすれぬるをしもしたてなりかきやはらはゆ
[illegible]

百八段
むかし女のくらぶやまにすみけるを
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百九段

むかしいとやんごとなきのうへとおぼしきをとこありけり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

わらはし袖の中をやなみだのかきくもりぬる

追考　えむすび　延喜式大蔵ニ鎮魂祭於宮内省

懸慢結料木綿二両頒送神祇官祭日輔弼高官頭

給髻木綿所安藝木綿二斤允木綿三十斤　江次

第十九院鎮魂御玉結絲令入御竈神之鍋宮司封

件鍋一口也隔年入之

百十二段

むらさきのもしもちりぬるをとくしてのせ

とくなりぬるをとりてしたやもきる

なくなりぬるをなのそ抜なりしものとかく

ふるしてもとりをとりてはなりぬ

いつくにかあるらむ高けんくるまとめ人成ふるものと

新撰字鏡よりくしらんまとめ成ふるくしらへ

後撰

人をはなれてはるかにいとはしけれどもいまはかぎりとなれば
はるかにこそ
はるかにこそ

後撰

はるかにこそ

後撰

はるかにこそ

後撰

[illegible]

七

三

[illegible]

百十三段

[illegible]男[illegible]

和名集云歌名云無妻曰鰥古頑反和名夜無乎言鰥ゝ越不寢如魚目恒不閉者[illegible]

[illegible]男女通[illegible]

[illegible]

[illegible]

百十四段

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同日[illegible]の[illegible]の[illegible]をめして[illegible]
[illegible]行幸[illegible]の日[illegible]の表
[illegible]年行幸[illegible]十九
[illegible]集[illegible]
[illegible]三代實録を考[illegible]仁和三年四月十四日の[illegible]
仕の表[illegible]二月十四日[illegible]
[illegible]三[illegible]の表[illegible]四月十三日[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]仁[illegible]年遊
[illegible]于芹川支野所[illegible]仁明天皇承和二年四月行
幸于芹川[illegible]
野行幸[illegible]國史[illegible]桓武天皇延暦十五年四月遊猟
芹川支野[illegible]
天皇[illegible]倒[illegible]續日

幸紀云延暦二年十月乙巳朔戊午日行幸支野放
鷹遊猟庚申詔免當郡今年田租國郡司及行宮側
近高年孝諸司陪從者賜物各有差壬戌車駕至自
支野云年十月丙申天皇行幸支野放鷹遊猟以
大納言從二位藤原朝臣継縄別業為行宮矣十年
冬十月丁酉行幸支野放鷹遊猟是等[illegible]
[illegible]今按三代實録多四十九云仁和二年十二月
十四日戊午行幸芹川野寅二刻鸞駕出建礼門到
門前駐蹕勅賜皇子源朝臣諱朱雀太上天皇帯劔是日勅
参議已上着摺布衫行騰別勅皇子源朝臣諱敦仁
正五位下藤原朝臣時平二人令着摺衫行騰烏辰
一刻至野口放鷹鷂拂擊野禽山城國司献物并設

酒禮飲猟徒日暮乗輿幸左衛門佐従五位上藤原
朝臣高経別墅奉進夕膳高経献物賜従行親王公
卿侍従及山城國司等禄各有差夜鸞輿還宮是
日自朝至夕風雪惨烈矣十八日壬戌詔授左衛門
佐従五位上藤原朝臣高経正五位下以帝幸其別
墅故有此加焉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

やうなるものをとりて、似あるべき物を組すべきいとはさてされ
ばこそ、ものすきたちのいたくもとめしもむ
なめり〳〵きこゆれんの御供よりふるまひすべきも
をきいまれるべかりけるとりあつめてたうの
田舎にはさりぬべきものをめしてせて物よりあかれの
物のいのらるべきなりの後撰に行幸のまこと日なん致
仕のこれをりあるべく往ぬるよりあひもてふるまひ
もてはんべらんとしてらう
後撰 雲林院にまうでたる所にまうでたりけるとき
見たりけるこころはとてとうの後撰集にものせうの
おもかげのはるかにしれるあり
見るかぬくるしてあひけるや

奥乃井部鳥
井二奥州名所
或奥乃井手
二作

はけるかもかも五年七年おやしまれみてたりけるに
つねにしたしきに年ちかうある後にはけ分と後にをうけ
おもひをそめしかへて御色ちかうなりにけり
百十五段
むかしこちたき国みをとこありけり
下の家のあるじにいとあてなるこ
男こやこいるのへとうにかあるしてあれをとけ
をとこれせんとしてあれのあるやをきまいしこと後にて
けのすせてこえる
ちかき所名懐家にかかるやこ後の山を山所とあり
あ所名をきとおてのはるとの後とあるうてきい
とをひしこれてせうかをきあをを大なりあ名をを燈

唐韻云 [illegible] 於 猛火也 古今不都良香ありとおもふ

[illegible]

家万葉

[illegible]

百十八段

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

追考日本後紀云 和氣清麻呂往指宇佐神託宣云
清麻呂祈曰今大神所告是國家之大事也託宣難
信願現神異神即忽然現形其長三丈許也如滿月
云云

[illegible]

世[illegible]

[illegible]

[illegible]

てゝとて家ゝをうて八神社のゝめくすゝりて布留
の社いまゝたゝこれのゝ世をとゝまりて布留の社ゝ神ゝとゝめて
ゝ居のゝ垣ゝ
ゝたゝ角てゝつかさのゝ代ゝ
ゝたゝ十代崇神天皇ゝ皇居の
ゝ神ゝゝゝ世
ゝ神ゝ
ゝ

十三

ゝ代ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

毛詩國風
葛之覃八
施于中谷

百八段

百九段

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひとわたり文德實錄承和四云仁壽二年二月甲戌
授近江國氣摩神從五位下延喜式云氣摩長擇
膳部中浦之

百二十二段

むかし男梅ばちのもとめあるくのまらいけ
るに成ける

梅壺の製花舍也飛香舍の北五間四面
鶯ぢの花とめをとかまらいめるをうくはせてかくさん
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百二十二段

[illegible]

山城のゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

敏達紀云於是後糟等懼然恐懼乃下泊瀬中流面

三諸岳漱水而盟曰[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五八
[illegible]

同十七
[illegible]

同四
[illegible]

同十七
[illegible]

感せしもの[illegible]次の泡のごとくからくれなゐのごとくあらんよ
[illegible]

六帖
[illegible]

同
[illegible]

百二十四段
[illegible]

邹子產謂子皮曰人心不同譬如面焉吾豈敢謂子
面如吾面乎下の句はさんよみ同じ意味と思ふ
[illegible]
百三十五段
[illegible]
[illegible]
[illegible]

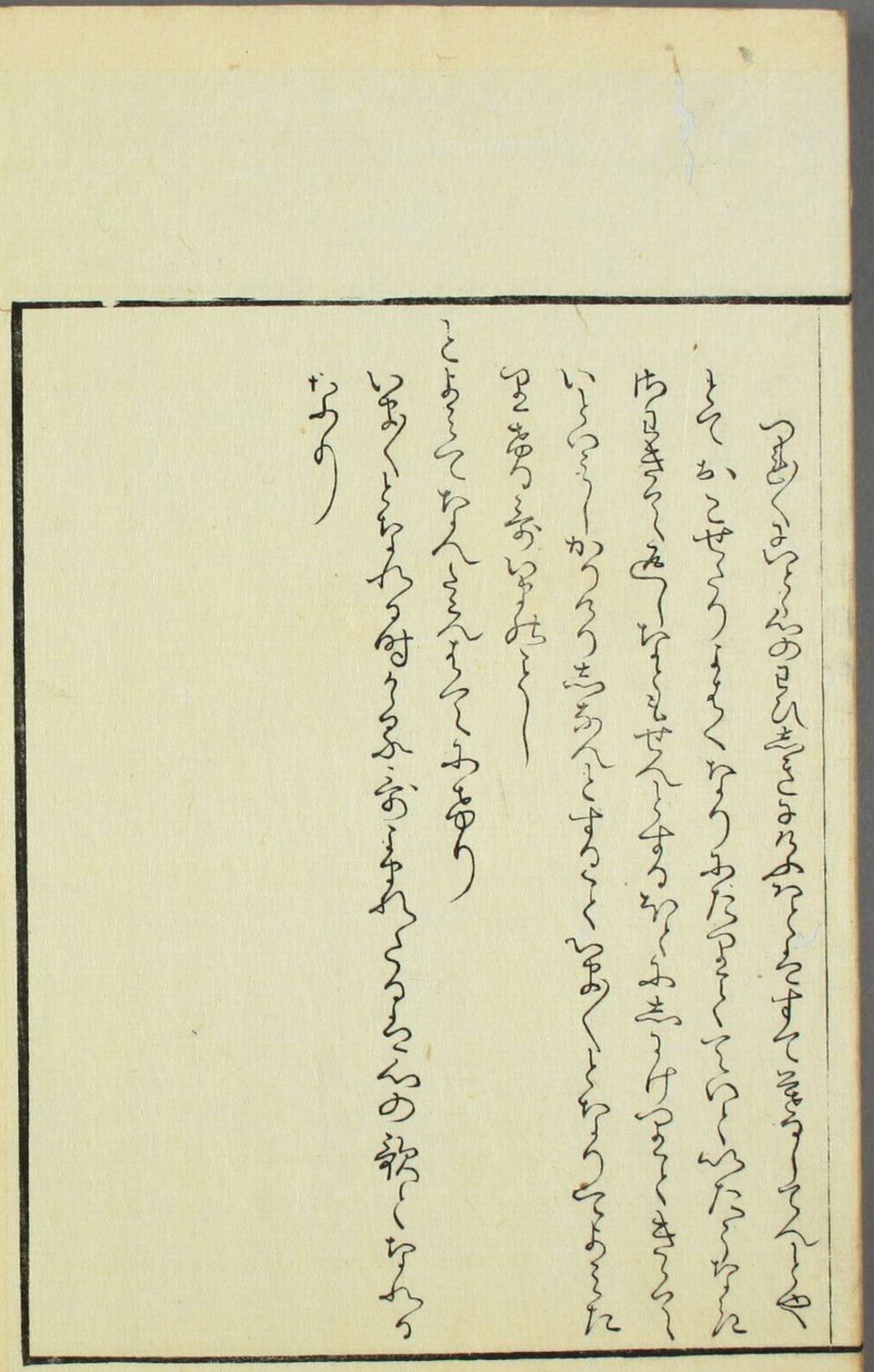

流布本奥書云

抑伊勢物語根元古人説々不同或曰在原中将自記云々因茲有謙退比興詞等又曰伊勢筆作也或云生年十三幼書之似彼家集文躰故号伊勢物語以此両説按之更難決之心中秘密身上興言他人推而難註之以之可謂其自書欤但疑萬葉古風中多載撰集歌仁和聖日之間粗記臨幸義（闕疑抄云定家卿自筆愚本云仁和二年十二月十四日行幸芹河或本不有之云々多本載之不可止）此等事又不審伊勢家集其端文躰偏以同之是又見先達舊記庶幾其躰歟而不知之此物語名字非彼筆者何祢伊勢乎或説曰為狩使下向伊勢仍有此名其説又難信始則載南京春日之詞次又註西對夜月思

富士山之雪武藏野之烟凡非伊勢國事多以為此物語肝心仍両說共有不審古事只仰而可信又或說後人以狩使事改為此草子端為叶伊勢物語道理也件本狼籍奇怪者也伊行所為也不用之先年所書之本為人被借失仍為備證本重而所拔合也

戸部尚書判

天福二年正月二十日己未申刻凌桑門之盲目連日風雪中遂此書寫為授鍾愛之孫女也同二十二日拔畢　此本無判

此一本合多本所用捨也可備證本近代以狩使事為端之本出来未代之人今按也更不可用之此物語古人之說不同或称在原中將自記或称伊勢筆作就彼此有書落事等上古之人强不可尋其作者唯可翫詞花言巢而已

戸部尚書判

三代實錄第三十七云元慶四年五月二十八日辛己從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒業平者故四品阿保親王第五之子正三位行中納言行平之弟也阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王生業平天長三年親王上表曰無品高

岳親王之男女先停王号賜朝臣姓臣之子息未預
改姓既為昆弟之子寧異齒列之差於是詔仲平行
平守平等賜姓在京朝臣業平躬貌閑麗放縱不拘
畧無才學善作和歌貞觀四年三月授従五位上五
年二月拜左兵衛権佐數年遷左近衛権少将尋遷
右馬頭累加至従四位下元慶元年遷為右近衛権
中将明年兼相模権守後遷兼美濃権守卒年五十六
右此勢語臆断四卷先年艸之然其稿本甚汗穢
自猶不得讀仍去春託老兄写彼稿本然猶無間
暇不能校合近日得暇故一校以改正畢
元録五年季春初三 蜜乗桑門釈契冲
再記假名依日本記萬葉集和名鈔等後覧之人

致義云畧無戈學、一無ノ字有字ノアヤニリナルヘシトイヘル及ハナハダヨシ無シテハ畧ノ字不穏

莫怪之
嘉祥二年正月丙辰朔七日壬戌無位在京朝臣業平
授従五位下〻〻伊勢物語等の中より漏せり文德實
録〻〻業平の〻〻一所もなくまこと勘物より采和十
四年正月補蔵人〻〻あり十四年六十七歳〻〻あり雅考不
見脱する〻〻嘉祥二年まで〻〻無位の人采和十四年補
蔵人なる〻〻不審なり勘物の誤なるべし

勢語臆断巻之五終

享和三年癸亥初春發行
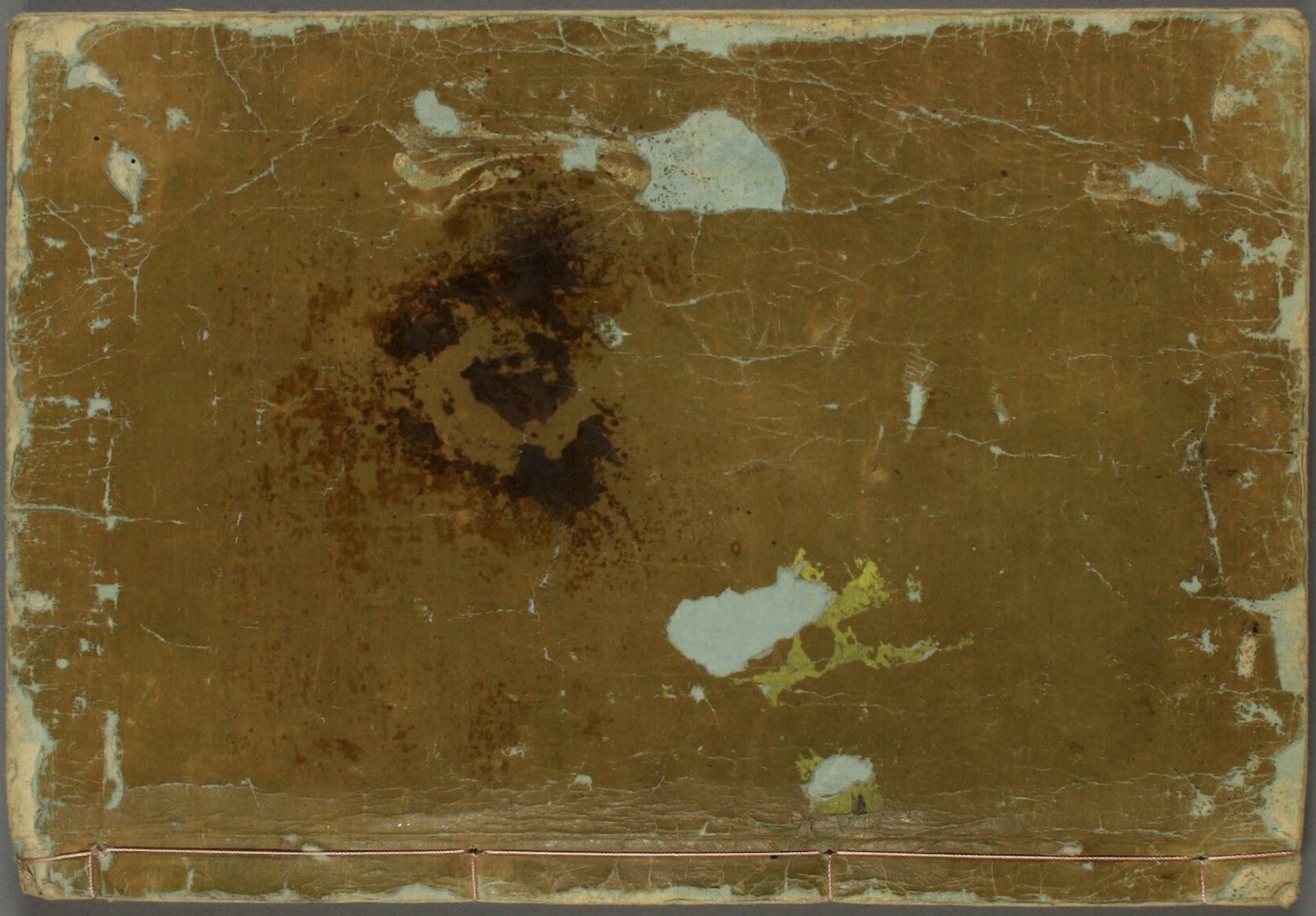
皇都書林　吉田四郎右衛門
　　吉田屋新兵衛